無人ヘリコプター利用上の注意

以下の項目を遵守して使用すること。

１　使用上の注意

（１）滴下は散布機種の取扱説明書にしたがって実施する。

（２）滴下前に散布装置のノズルを取り外す。

（３）作業中に液剤が漏れないように機体の配管，その他の装置を十分に点検する。

（４）隣接するほ場に，他の作物が栽培されている場合は，無人ヘリコプターによる散布は実施しない。

（５）水源地，飲料水等に剤が流入しないように十分注意する。

（６)薬剤滴下に使用した装置は十分に洗浄し,薬剤タンクの洗浄廃液は安全な方法で処理する。

（７）薬剤滴下に使用した無人ヘリコプターの散布装置は，その他作物への薬剤処理には使用しない。

（８）水田では，処理後少なくとも７日間は３～５㎝の湛水状態を保ち，散布後７日間は落水や掛け流しをしない。

（９）ストロビルリン系殺菌剤耐性イネいもち病菌の発生が，他県において報告されている。耐性菌出現の危険性を避けるため，育苗箱施薬剤にストロビルリン系成分を含む薬剤を使用してした圃場では，本田でのストロビルリン系殺菌剤の使用は行わない。

（10）その他については各適用薬剤の使用基準に従うこと。

２　作業上の注意

（１）散布の際は，圃場の境界線（畦畔）から５ｍ手前で薬剤の吐出をとめる。

（２）同一ライン上での重複滴下散布は行わない。

（３）散布装置の整備不良などによる薬剤の過剰吐出（ボタオチ）に注意する。

（４）薬剤容器・散布装置のタンク内壁で乾燥した薬剤は，剥離・脱落して目詰まりの原因となりやすいので，薬剤は必ずストレーナーを通してタンクに注入する。

（５）作業の中断・休憩の場合は散布装置の簡単な水洗いを行う。

（６）散布時の気温，散布装置の個体差により吐出量に差がでる可能性があるので，散布前に吐出量を測定し，適正な基準内速度を決定する。